

# ❖ 工房使用安全管理規程

## 1 服装・保護具について

- ・工房使用時の服装は「工房使用時の服装についての注意」による。
- ・定められた保護具は着用する。（防塵メガネ、防塵マスク、耐熱手袋等）
- ・ケガをしやすい工房には常に救急箱を備え、必要な時に役立つようきちんと管理する。その場で処置できないケガを負った場合、すぐに保健室に連絡、手当する。  
 <保健室> 内線6128 室番号 北棟0110 <70-リクリック（旧：島崎医院）> TEL053-413-1333





## 2 工房入室について

- ・学生が工房に使用を目的として入室するには、教員、指導員の許可と教務室に届け出ることが必要である。
- ・ただし、通常行われる授業で工房に入室する場合はこの限りではない。
- ・すべての工房に「使用簿」が備え付けられているので、使用の際は必ず記入すること。

## 3 工房を使用する際の一般的な注意について

- ・初めて機械を使用する場合は、必ず教員または実習指導者から使用機械についての説明を受ける。
- ・機械を使用する場合は、「機械使用基準」を遵守する。
- ・作業前に使用する機械の「安全衛生活業基準書」を確認し、安全を確保する。
- ・安全装置、作業防具は積極的に使用する。
- ・作業者自身および周囲の人に危険が及ばないように、安全に対して最大限配慮する。
- ・使用後の機械、工具はもとの状態に戻して、整理整頓に心掛ける。
- ・機械、工具、道具などは工房から持ち出さない。
- ・作業終了後は必ず清掃を行うこと。
- ・許可なく工房備え付けの材料を使用してはならない。

### 機械使用基準（道具・機械にラベル、ステッカー等で表示）

 <small>学生使用禁止</small> （使用禁止表示）	学生使用禁止
 （赤色表示）	許可証の携行及び教員等立会いにより使用可
 （黄色表示）	取り扱いの指導の受講及び教員等立会いにより使用可
 （青色表示）	入室許可により使用可

## 4 各工房による例外規程はそれを優先する

作業内容によっては火気、薬品、粉塵等による危険を伴う場合があるので、工房ごとに表記されている注意事項及び教員や指導員からの指示を受ける。